

## 岡山県南部水道企業団建設工事等請負業者指名停止要綱

制定 平成11年 1月 5日 訓令第1号

最終改正 令和4年 4月 1日 施行

### (趣旨)

第1条 この要綱は、岡山県南部水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する建設工事、測量及び建設コンサルタント業務等（以下「企業団発注工事」という。）について、公正かつ適正な契約の履行を確保するため、入札参加資格を有する者（共同企業体を含む。以下「登録業者」という。）に対して行う指名停止等の措置について定めるものとする。

### (指名停止)

第2条 企業長は、登録業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、速やかに岡山県南部水道企業団建設工事及び物品調達業者入札指名委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て、情状に応じて別表に定めるところにより期間を定め、指名停止を行うものとする。

- 2 前項の規定による指名停止期間の始期は、委員会の決定のあった日とする。
- 3 企業長は、当該指名停止に係る登録業者が現に一般競争入札に入札参加表明をしているときは、当該登録業者を入札に参加させないものとし、当該登録業者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、警察、公正取引委員会等の捜査等に積極的に協力し、公共工事等から暴力団等の排除、談合防止等に貢献したと認められる場合には、指名停止期間を短縮し、又は指名停止をしないことができるものとする。
- 5 現に指名停止期間中の登録業者について、別件により指名停止を行う場合の起算日は、現に行っている指名停止期間の満了日の翌日とする。

### (下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 企業長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき登録業者である下請負人があることが明らかになったときは、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該下請負人について指名停止を行うものとする。

- 2 企業長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該共同企業体の構

成員(明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。)について、指名停止を行うものとする。

3 企業長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る登録業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 登録業者が一の事案に付き別表に規定する措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の内最も長い期間をもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 登録業者が次の各号のいずれかに該当する場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とする。

(1) 別表各号の措置事由に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき(次号に掲げる場合を除く。)

(2) 別表第7号から第12号までの措置事由に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ別表第7号から第12号までの措置要件に該当することとなったとき

3 企業長は、登録業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表及び前項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 企業長は、登録業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 企業長は、指名停止の期間中の登録業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 企業長は、指名停止の期間中の登録業者が当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該登録業者について指名停止を解除するものとする。

(指名停止の通知及び公表)

第5条 企業長は、指名停止の決定をしたときは、当該登録業者に対し遅滞なく通知する

とともに、当該指名停止を行う登録業者名、期間、理由等を公表するものとする。ただし、通知する必要がないと認める事由があるときは、通知を省略することができる。

(随意契約の相手方の制限)

第6条 指名停止の期間中の登録業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、特にやむを得ない事由があると認められる場合は、この限りでない。

(下請等の禁止)

第7条 企業長は、指名停止の期間中の登録業者が、企業団発注工事の全部若しくは一部を下請けし、若しくは受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第8条 企業長は、指名停止に至らない場合において、必要があると認めるとときは、当該登録業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意を行うことができる。

(指名留保)

第9条 企業長は、登録業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当するおそれがあると認めるとき又は第2条第1項の規定による審議に相当の期間を要する等特別の事由があるときは、当該登録業者の指名を留保することができる。

2 企業長は、当該指名留保に係る登録業者が現に一般競争入札に入札参加表明をしているときは、当該登録業者を入札に参加させないものとし、当該登録業者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

3 第1項の規定により指名を留保した登録業者に対して同一事由により指名停止を行う場合の起算日は、指名を留保した日とする。

4 第1項の規定により指名を留保する場合の留保の期間は、事実の確認ができるまでの間とする。

5 第1項の規定により共同企業体に対して指名を留保する場合は、第3条第2項及び第3項の規定を準用する。

6 第1項の規定により指名を留保する場合は、第5条、第6条及び第7条の規定を準用する。

(指名停止事案の報告)

第10条 工事等担当課の長は、登録業者又はその使用人が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当することを知ったときは、速やかに委員会の事務局に報告するものとする。

別表（第2条、第4条、第9条、第10条関係）

	措置要件	期間
1	<p>(安全管理等の措置の不適切により生じた事故)</p> <p>企業団発注工事の施工に当たり、安全管理等の措置が不適切であったため</p> <p>1 公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>2 工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>1箇月から12箇月まで</p> <p>1箇月から6箇月まで</p>
2	<p>(安全管理等の措置の不適切により生じた事故)</p> <p>県内において、企業団発注工事以外の工事の施工に当たり、安全管理等の措置が不適切であったため</p> <p>1 公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>2 工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>1箇月から6箇月まで</p> <p>1箇月から3箇月まで</p>
3	<p>(粗雑工事)</p> <p>企業団発注工事の施工に当たり、故意又は過失により工事を粗雑にしたと認められるとき。</p>	1箇月から6箇月まで
4	<p>(契約違反)</p> <p>企業団と締結した請負契約等に違反し、請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	1箇月から6箇月まで
5	<p>(関係法令違反)</p> <p>県内において、建設業法（昭和24年法律第100号）等建設工事関係法令に違反したことにより、監督官庁から行政処分を受けたとき。</p>	1箇月から12箇月まで

6	<p>(関係法令違反)</p> <p>県内において、労働基準法（昭和22年法律第49号）等労働関係法令に違反したことにより、労働基準監督署から送検されたとき。</p>	1箇月から12箇月まで
7	<p>(独占禁止法違反)</p> <p>私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められたとき。</p> <p>1　企業団発注工事の場合 2　国又は他の地方公共団体等が発注する建設工事等の場合</p>	9箇月から36箇月まで 3箇月から18箇月まで
8	<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>企業団発注工事において、登録業者である個人又は登録業者である法人の代表権を有する役員（以下「代表役員等」という。）、登録業者の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で、代表役員等以外のもの（以下「一般役員等」という。）、又は登録業者の使用人で、一般役員等以外のもの（以下「使用人」という。）が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	9箇月から36箇月まで
9	<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>企業団発注工事以外において、代表役員等、一般役員等又は使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	3箇月から18箇月まで

	(贈賄)  次に掲げる者が企業団の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。  1 代表役員等 2 一般役員等 3 使用人	
10		8箇月から12箇月まで 6箇月から12箇月まで 4箇月から12箇月まで
11	(贈賄)  次に掲げる者が県内の公共団体の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。  1 代表役員等 2 一般役員等 3 使用人	3箇月から9箇月まで 2箇月から6箇月まで 1箇月から3箇月まで
12	(贈賄)  次に掲げる者が県外の公共団体の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。  1 代表役員等 2 一般役員等	2箇月から6箇月まで 1箇月から3箇月まで
13	(反社会的行為)  次に掲げる者が、公務執行妨害、職務強要、恐喝、暴力行為、詐欺、横領等により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。  1 代表役員等 2 一般役員等 3 使用人	2箇月から12箇月まで 2箇月から12箇月まで 1箇月から12箇月まで

14	<p>(虚偽記載)</p> <p>企業団が発注する建設工事等の請負契約に係る競争入札において、入札参加資格審査申請書、競争参加資格確認資料その他入札調査資料に虚偽の記載をし、当該契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	1箇月から6箇月まで
15	<p>(その他)</p> <p>1から14までに掲げる場合のほか、次に例示するような不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 入札の公正を害すべき行為</li> <li>2 入札において、担当職員の指示に従わないなど入札の秩序を乱す行為</li> <li>3 企業団発注工事の施工に当たり、職員の指示に正当な理由もなく従わない行為</li> <li>4 非公表又は公表前の建設工事等の名称、概要、予定価格、最低制限価格その他発注に関する情報を聞き出そうとする行為</li> <li>5 企業団発注工事に関し、脅迫的・暴力的言動により職員を恐怖・威圧する行為、又は職員に対して長時間にわたる執拗な抗議等を繰り返し、職員の職務を妨害する行為</li> <li>6 主任技術者・監理技術者・現場代理人等について虚偽の届出をする行為</li> <li>7 前各号に掲げる場合のほか、委員会が不正又は不誠実な行為として認めた行為</li> </ol>	1箇月から24箇月まで